



前近代の土地造成をめぐって

綿貫, 友子

(Citation)

国民経済雑誌, 223(6):41-56

(Issue Date)

2021-06-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0042476>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0042476>



国民経済雑誌

前近代の土地造成をめぐって

綿 貫 友 子

国民経済雑誌 第223巻 第6号 抜刷

2021年6月

神戸大学経済経営学会

前近代の土地造成をめぐる

綿 貫 友 子^a

前近代、なかでも10～15世紀の敷粗朶（敷葉）や丘陵部の削平と版築による低湿地の埋立、石椋を基盤にした築島の事例を史料に探り、土地造成について論じた。低湿地や地先に調達可能な雑多な資材、草木・土砂・石材、時に塵芥・廃材までも投入し、土地を確保し、修復を重ねながら維持させてきた実態を確認した。

キーワード 土地造成、低湿地、埋立、築島、島修固

1 はじめに

本稿の目的は、前近代の埋立を主に土地造成の実態を検討し、本来は利用出来なかった地にどのように人為が加えられ、新たに土地が創出されたのかを確認することにある。

かつて東京都江東区南部沖合に、都内で収集された家庭・業務ゴミが廃棄・集積される「夢の島」と呼ばれる人工島があった。昭和32（1957）年から同42（1967）年まで稼働し、その後、旧14号埋立地として埋め立てられ、現在は島ではなく、地続きの一面となって第五福竜丸展示館などのある公園へと姿を変えている。都内で収集された膨大な量の生活ゴミが収集車で続々とかの地に運ばれ、それらが分厚く堆積している表層から大量の紙片や粉塵が風に舞い、そこに餌を漁りに無数のユリカモメやカラスが飛来する映像は、大都市のゴミ処理や環境問題に関わって後々の時代にも報道のなかで幾度となく目にすることとなったものでもあり、強く印象に残っている。ゴミの最終処分地とその実態とはかけ離れた土地の名称に違和感があっただけでなく、人の拠って立つ地盤、構築物が建てられ、それらの膨大な重量を支えることになる土台、いわば造成の芯の部分が岩石でも近代以降に建築資材として汎用されてきたコンクリートでもなく、塵芥の塊からなるということに驚いたのである。

「夢の島」だけではない。大阪市此花区の人工島「夢洲」も公共事業で生じた残土の処分場として廃棄物を埋め立てた上に造成され、現在も埋立工事の途上にある。咲洲・舞洲とともに計 775 ha、貿易や通信事業、住宅を集積させ、昼間人口20万人という大阪市の壮大な構

a 神戸大学大学院経済学研究科, watanuki@econ.kobe-u.ac.jp

想のもとに1980年代に着工されたものの、広大な未利用地が放置されるかたちで財政の負の遺産となり続け、その後、オリンピック誘致にも失敗し、それでもようやく2025年の大阪・関西万国博覧会の招致に漕ぎつけ、異論も多いなか、国指定の経済特区（関西イノベーション国際戦略総合特区）やら何やらを口実にカジノ施設誘致を含む統合型リゾート計画を絡めた振興に希望を託し、事業構想が模索されている。¹⁾

現代の一般的な埋立工事では、先ず地盤沈下・液状化対策として必要箇所に地盤改良を行い、その後に護岸で周囲を囲み、土砂を投入して行くとされる。護岸は土砂の流出防止や高波からの保護を目的に構築され、環境を保護しながら効率的に工事を進めるために必要であり、積石、コンクリート製の函、特殊鋼材などから水深や埋立材料などの条件に応じて選ばれる。投入する土砂は山から切り崩して運ぶ他、一定の品質・環境基準を満たした海底の土、他の工事現場で発生した土砂などを使用するのだという。²⁾

急速な都市建設とともに防災・通行上に支障を来たす規模での町方での塵芥投棄が問題となり、江戸幕府が明暦元（1655）年に塵芥を永代浦に捨てることを命じ、以後75年にわたって一帯が埋立られ、造成された永代島の事例が有名であるが、「夢の島」にせよ「夢洲」にせよ、公的かつ広域的なゴミ収集事業も処理施設もなく、公衆衛生の観念も希薄なままに肥料や燃料として再利用する以外には埋めるか、放置するかしかなかった時代の創出ではないにも拘らず、元をたどればゴミの集積地であり最終処分地であるという点では前近代と変わりはないようだ。重機も動力もなかった時代、人手をかけて、という言わずもがなのこと以外の所見を併せて造成の実態を整理してみることは、土木技術、労働編成や資材調達の問題だけでなく、造成前後の土地所有、支配や管理、生産、居住形態などとも密接に関わり、造成が行われた時期の経済活動を多角的に考える手懸りの一端にもなろう。管見の事例をもとに以下に示したい。

2 湿地の埋立 — 9世紀後期、右京での土地造成 —

『今昔物語集』巻26（兵衛佐上緒主於西八条見得銀語第13）³⁾には、同書が編まれた12世紀前期までに行われたであろう土地造成の一例が、淀川水系とその周辺で展開された労働力の動員や資材の調達、輸送の状況などとともに詳しく記されている。

兵衛佐上緒主なる男が西京（＝右京）の兩宿り先の貧しい家で偶然目にし、その価値に気付かぬ家人に心付けとして着衣を渡し、入手した銀塊を資金に、西京の四条より北、皇賀門より西の「人モ住ヌ浮」（湿地）1町（約99,2a）余を安価で購入する。その後、男は4、5艘の船と舳船（喫水が浅く、船底の平らな大型川船）とに酒や粥、鎌を大量に用意して淀川を下り、難波辺りへ行き、多数の往来人に酒や粥をふるまって3、4日かかりで大量の葦を刈り集めさせる。その葦を十余艘の船に山積みにし、遡上に際しても沿岸の往来人に酒を

ふるまい、船の綱手を引かせることで速やかに賀茂川尻へと戻る。そこでも酒をふるまって往来人を誘い、借りた荷車に葦を積み替え、件の浮へと運ばせて敷き、その上に周辺の土を敷き、下々の者を多数雇って踏み固めさせた。その上に建てた建物をその南方に住む大納言源定に売り、定の邸宅は南北2町にわたるものとなった。それが当今の西ノ宮と呼ばれるところであるという内容である。

京都盆地の地勢は北東から南西に向かって低くなり、平安京の範囲内だけでも40mの標高差があり、右京、とりわけその南部は桂川水系の氾濫原となる低湿地であった。発掘調査でも河川や湿地跡が多数確認されている。物語という史料の性格上、虚構が混在する可能性を考慮する必要があるが、購入者とされた大納言源定は嵯峨天皇（786～842年）の子として実在し、大納言に任じられるのは貞観元（859）年12月で、同5年正月3日まで存命している。定は父の異母弟で叔父にあたる淳和天皇（786～840年）の猶子となっており⁵⁾、淳和天皇の後院である淳和院は、平安京の四条大路北、西堀河大路西の四町に所在したとされ、皇太弟時代、居所とした当時には南池院と称されていた⁶⁾。その位置は物語中にある西京の四条より北、皇賀門より西に所在した浮の南の位置に合致し、南池院という呼称も浮の南側の立地に相応しい。そうした史実もふまえるなら、上掲の一件は、860年前後のことと比定される。

湿地に大量の葦を敷き詰め、その上に土を積み、踏み固めるという方法は、敷粗朶（敷葉）^{しきもだ}工法と呼ばれる土木技術の一種と解される。古代中国で生まれ、朝鮮半島経由で伝えられた技術で、岡山県倉敷市所在の上東遺跡の港跡の突堤が弥生時代後期の1世紀、国内で確認される最古の事例とされる。7世紀以降、狭山池の築堤をはじめ各地の池溝・護岸・路面工事などに用いられるようになり、盛土を行う際に、植物の枝や葉を縦横に敷き詰めて土を積み、突き固め、その作業を何層にもわたって重ねることで地盤の強化を図る技法である。葦に限らず、敷き詰められた草木は盛土の荷重を均一にして不同沈下を防ぎ、滑りに対しても抵抗力を高める補強材⁷⁾の役割を果たすとされる。水深1～2m程の水辺に群生し、草丈が2～3mにもなり、無数の葉が互生して茎の繊維が強い葦は、労働力さえ動員出来れば大量入手が可能な資材として利用されたものだろう。葦の異名は「難波草」であり、古代以来の名だたる葦の群生地が難波⁸⁾であった。

施主の上緒主は兵衛佐とあることから兵部省の次官をつとめる武官だが、官位は五位相当で貴族としては最下位の階位に過ぎない。道具と酒肴を供することで通行人を葦荊や漕上船の綱引（岸からの曳航）に動員し、借りた船と荷車とで大量の葦を湿地に運搬、投入し、身分の低い者を多数雇って整地する。経費を極力抑え、干拓した土地を建物付きで隣接地に住住する権勢者に売る。その購入を当初から目論みでの周到な計画性すら窺わせる展開であり、元手といえど心付けとして置いた着物のみ、殆ど無償で入手した銀塊なのだから身銭を切ることなく利得に与ったことになる。物語とはいえ、実在の人物と居所を以てすれば、物語に

仮託されたのは実状に似通い、一定の説得性をもつ開発の実態であったと考えられる。

3 削平と版築 —12世紀後期鎌倉での土地造成—

2に記した右京の例はおそらく9世紀後期に、低湿地として放置された空闲地を安価で購入し、殆ど資本をかけることなく整地させ、そこに建てた物件とともに隣接地に居住する富裕者に売って蓄財したという当時の実在例に取材したものと推定され、利に敏い個人による造成事業の例であるが、12世紀後期以降とみられる次の事例は公共性をもつものである。

『御伽草子』の九話「浜出草紙」⁹⁾には鎌倉幕府草創期、鎌倉の開発にかかる記述がある。「そも鎌倉と申すは、昔は一足踏めば、三町ゆるぐ大分の沼にて候ひしを、和田、畠山、惣奉行を給はり、石切、鶴の嘴をもつて、高き所を切り平らげ、大分の沼を埋め給ふ。上八かい、中八かい、下八かいとて三つにわる。上八かいは山、中八かいは在家、下八かいは海なりけり。上八かいは、一段高き所には、源氏の氏神、正八幡大菩薩を^(崇)あがめい^(祝)はひ奉る。中八かいは^(削)の在家を、鎌倉谷七郷にぞわられる。」

かつて鎌倉は、一歩足を踏み出せば、3町(1町は約109m)先程まで揺動が伝わるようなかなりの沼地であったのを、和田、畠山が惣奉行に任じられ、石切(鑿)や鶴嘴を手に、丘陵部を削平し、その土砂で広大な沼地を埋めた。高地から低地までを上八かい(「かい」は区切り、境を意味する「界」か)、中八かい、下八かいとして三区画に分け、上八かいは山、中八かいは在家で、下八かいは海である。上八かいは一段高い所には源氏の氏神である正八幡大菩薩を崇め奉祝した。中八かいは¹⁰⁾鎌倉谷七郷に分けた、というのである。

有力御家人を総奉行として作事を統括させ、彼らも工具を手に丘陵部を削平し、その土砂を広大な湿地に投入し、埋立を行って鎌倉を三つの区画に分けたとする造成の内容は非常に興味深い。山の一段高いところに源氏の氏神(神仏習合では八幡神の本地)である八幡大菩薩を祀ったとあるのは、治承4(1180)年に由比から2km余り北東の北山郷北山に遷された鶴岡八幡宮寺を指し、それより標高の低い谷から平坦地にかけては谷七郷として編成し、在家(公事である在家役の賦課単位となる田畠込みの屋地)居住域が広がり、更に低地が海であるということだろう。

鎌倉幕府草創期、『吾妻鏡』治承4(1180)年12月12日条には「所素辺鄙。而海人野叟之外ト居之類少之。正當于此時間閭巷直路。村里授号」と、漁撈民や田舎の老人が住む以外には、土地の吉凶を選定して住居を定める者(身分の高い者)は稀であり、開幕にあたって村里の道を真っ直ぐにし、村里に命名したとされ、この日、源頼朝が飯寓先から大倉郷の新邸¹¹⁾(大倉御所)に移るに際しては311人の御家人が出仕し、彼らもまた宿館を構えた¹²⁾とされる。南は海に臨み、東・北・西の三方を海拔100m前後の丘陵に囲まれ、さらに先行研究によれば、滑川河口に形成された潟湖もしくは湿地帯が内陸深く湾入していたとされ、旧市街地内

が東西約 2,5km, 南北が 1,8km 前後と平坦地に限られる立地であって居住地の確保, ひいては街の建設が急務であった。

前近代の土地造成は盛土をし, 突き固める作業が基本である。近郊の崖や丘陵部などを削平(切土)して平場を造成するとともに, 削平によって出る土砂や石を客土として低湿地の埋立に充て, とともに居住可能な土地を確保するという方法がとられた。遷座後の鶴岡八幡宮寺の境内地の発掘調査でも, そこが湿地であったことを示す暗褐色粘質土層や大きな堀跡, 竹編のもっともと思われる製品などが発見され, その上層の地面は, 交互に異なる土や石を積んでその都度突き固めた版築面であることが明らかになっている。¹³⁾化粧坂・名越坂・亀ヶ谷坂など, 防衛上も重要な通路で, 後に鎌倉七口と称されることになる切岸(切通し)は稜線を広範囲にわたって 10m 余垂直に切り落として造成されており, その切土(破碎泥岩)も湿地造成の盛土に用いられたとみられる。地形の人工的な改変が総がかりで行われた。¹⁴⁾「浜出草紙」の記す土地造成は, 鎌倉の土地造成の実態に即した内容と言える。

加えて興味深いことがある。鎌倉域内での多くの発掘調査から, 地業(敷地に盛土をし, 生活面をかさ上げすること)のための大規模な客土に用いる土砂が武家や寺院の敷地では山腹を削った土丹と呼ばれる破碎泥岩であるのに対し, 庶民の居住区の地業土には, 井戸や堅穴を掘った残土といったそこで出た廃棄物の他に, どこからか運ばれて来た道路舗装に用いられていたと思しき土丹, 武家や寺院から出たと思しき雑多な廃棄物が含まれること, 武家屋敷跡でも敷地の裏手, 隣家との境の土塁際に長大な穴が掘られ, 藁・草草材が腐食したことが推定される土とともに下駄や草履, 折敷, 箸などの木製品や土器・陶磁器の破片などが大量に出土していることなどが指摘されている。¹⁵⁾由比ヶ浜南遺跡の発掘調査では, 13世紀中頃から後半にかけ, 同遺跡の所在地一帯の土地が自然地形の埋め立てにより利用され始めた時期にあたること, 海浜部に広がった入江状の自然地形が, 当時の街中から発生した不要な土砂等や大量の廃材とみられる木製品や土器片, 陶磁器片によって埋め立てられていたことが明らかになっており,¹⁶⁾資金をかけ(られ)ずに行われた埋立では, 土砂だけでなく, 入手可能な雑多な塵芥・廃棄物の類が大量に地中に埋められたのであった。

弘長元(1261)年の関東新制条々には, 鎌倉の行政単位である保(=4町)の奉行人に命じて鎌倉中の橋修理とともに在家前々の路掃除をすること, 病者や孤児などを路頭に放置しないこと, 死屍や牛馬の骨肉は取棄てるようにということが指示されている。¹⁷⁾このことは, 規制すべき状況が日常的に実在したことを示す。公衆衛生の観念もなく, 処理組織も施設もない時代, とりあえず公道に捨てられ, しかし, そこから掃除したり廃棄したりすることを求められた塵芥や廃棄物を体よく処理するとすれば, 地中に埋めてしまうのがとりうる最も安直な手立てであることとも整合する。この場合, 塵芥処理は結果であって目的ではないが, 処理に窮した結果, 永代浦に埋立て, 嶋を築くという江戸時代の発想の端緒は, 既に鎌倉期

の段階で個々人の発想として認められるのである。

4 海浜の埋立 ―築島をめぐる―

4.1 石椋と築島

2, 3で紹介したのは、既に干潟化が進んだ低湿地の埋立例で、盛土と版築による造成が主体である。浅瀬や干潟、浮島、砂洲、自然堤防、濱堤などの存在が前提としてあり、人為的な調整を加えることによって耕地や居住地に利用出来る状態にした。技術力に起因するが、前近代の場合、耕地や宅地造成を目的に沖合で人の背の立たないような水中深くから造成し、人工的な陸地を築くということはない。低湿地の埋立に比べ過大な負担を要する水中深くからの埋立は、停泊地の整備や風波による被害軽減のための突堤的なものに限られ、築島と呼ばれるが、孤島ではなく沿岸部の地先を伸ばすかたちで地続きに造成される事例が殆どである。水に洗われることになる基部には大量の大型石材が用いられる。工事目的が公共性を帯び、埋立が一旦完了した後も浚渫や補修が必要とされることから、同じ地域で異なる時代に重ねられた造成や修復を史料中に確認出来る例も少なくない。築島とその修復にかかる事例を以下に紹介する。

水の影響を強く受けることになる場所での埋立では、1で述べたように、現代の一般的な埋立工事では、必要箇所には地盤改良を行った後、護岸で周囲を囲み、土砂を投入する。8世紀中期に遡って土砂の流出防止目的での護岸に相当する構築物は存在し、それが接合部を深く彫りくぼめて井桁に組んだ太い丸太を数段重ねて枠とし、その枠内に頭大の石を詰めたと推定される石椋（いしぐら）と呼ばれる構築物である。8世紀中期に行基が、13世紀初頭に重源が改修を行った魚住泊に比定される現明石市江井島港付近では、12世紀末から13世紀初頭の港湾施設の部材と推定される直径90cmの松材をはじめ複数の木材が出土しているが、近くから松の巨木を二段の井桁に組んだ石椋とみられる遺物も発見されている。¹⁸⁾

しかし、それより3世紀半近くを遡った仁寿3（853）年10月11日付の太政官符には既に「¹⁹⁾ 応修造大輪田船瀬石椋并官舎等小破事」「件石椋每起風波頗致破損」等、「石椋」と同等の構築物とみられる「石椋」が記される。大輪田船瀬の石椋と官舎が小破しており、石椋が風波の度に破損すること、20人以下に支度させ速やかに修理にあたり、毎年船瀬の庄田稲200束以下を経費に国司が点検し、永く修理することを求める内容から、継続的な補修を要する消耗をとまなう船瀬にとっての主要施設とは、消波と周辺部に停泊機能を兼ねた突堤状の施設、島を築造する築島以外に考えにくい。²⁰⁾ 石椋にせよ石椋にせよ、その基部となる同等の構築物とみなしてよいだろう。ちなみに上述した魚住泊も建仁3（1203）年頃の成立とみられる『南無阿弥陀仏作善集』に「魚住泊 彼嶋者昔行基并為助人築此泊」とあることから築島に他ならない。²¹⁾

天平13(741)年に行基が大輪田船息を造成して以来、間隔のあく時期はあっても一帯では修築が繰り返された。²²⁾ 摂津国司に監督を命じた寛平5(893)年の太政官符²³⁾には、風波による破損に加えて土民(地域住民)が愚かで公損となることをわきまえず材木を盗むために船瀬が頽壊すると述べられており、船瀬の部材である材木は石椋の梓組とも共通する。²⁴⁾

東海道諸国司に宛てた治承4年(1180)2月の太政官符案²⁵⁾では、公田ならびに支配荘園を除き、東海道・西海道諸国については、調庸雑物の運上船の梶取と水手が下向する際に大輪田石椋造築役として1人につき3日、造作に勤仕することを求めている。それは平清盛が新島²⁶⁾を築いた際の石椋が不完全で、継続的な補修を行うためであり、役の割当は故事を探り、醍醐天皇が和田船瀬の旧瀬泊を山陽道・南海道諸国に命じて修築した事例に倣ったものとする。しかし、造作ははかばかしくなかったものか、建久7(1196)年4月28日付の奏状を以て魚住泊・大輪田泊・河尻一洲等の修築を申請した東大寺大和尚重源²⁷⁾に対し、同年6月3日付の太政官符で摂津国司に対して修築のための徴税を認めることが伝えられた。重源は奏状中に、魚住泊は修理も未完なままに承和年間(834~48)末以降荒廃して久しく、漂没が後を絶たない²⁸⁾、大輪田泊については古くから修復されてきたとはいえ、この20年来、石椋は崩壊し、風波が直に吹き寄せるために船は針路を失いやすいとし、河尻一洲は波が漫々とあふれ岸までは遥かに遠く、一面に広がる潟は、四方から風を受け、既に河尻に没しかけており、水没は時間の問題で、何れも放置出来ないとする。しかし自身で事業を成し遂げる力はなく、勸進への同心者が少ないことから宣下によって寄進を募ることを願い、一つには三道(山陽道・南海道・西海道)諸国および寺社仏寺権門勢家の荘園公領からの運上米のうち1石につき1升を経費としてあてがって欲しい。もう一つには、修築の固めに舟瓦(船の船底から舷側までを兼ねた刳出の船体主要部)を用いたいので、かの三道の国衙は一郡につき1艘、荘園は一所につき1艘の割り当てで進上し、その本所から直ちにそれぞれ送り届けて欲しい。和泉・摂津・播磨・備前・備中・紀伊・伊勢・淡路・讃岐・阿波等10ヵ国の津々浦々や河尻・淀津等には破損船が多くある。それぞれの地でそれを調べるように。一つには山城・河内・摂津・播磨・淡路等5ヵ国では荘園公領を問わず、杭や枝といった料木ならびに竹等を伐り用意させるように、また、摂津・播磨・淡路の3ヵ国ならびに河尻の在家等は修復處所として都合をつけ、それぞれ人夫を雇い、使役して奉仕させるように、と具体的な要求を示している。

三道諸国(山陽道8ヵ国・南海道6ヵ国・西海道11ヵ国、都合25ヵ国)の公領と寺社権門勢家荘園からの年貢のうち1石につき1升(1%)、山城国以下5ヵ国の荘園公領から伐り集めさせた竹木や棒杭・枝・茎を造営用材に、修築の固めに用いる舟瓦調達のために国衙では郡ごとに1艘、荘園ごとに1艘の船の差出を命じ、なかでも和泉国以下、先掲10ヵ国の津々浦々、淀川河口部の河尻、起点にあたる淀津には放置された破損船が多数あるとして現

地調査を指示する。列举された国々は、両泊の使用に関し何れも受益者負担を求められたものと言えるだろう。経費に充てる年貢の1%という数値は、同時期以降、主要な湊津で入津・出航の船に課された関料（税）で、何れも米ないしは銭で納められた升米や置石の賦課率と同じである。経費のうちには、雇用者への労賃の他、先掲の用材や舟瓦以外に必要な用材の調達費、そこには石椋に投入する石材も当然含まれることになり、湊津修築のための石の費用から転じたとされる置石との関わりを窺わせる。修築の固めに舟瓦を用いるというのは、当時の船が刳船（準構造船ではなく丸太を立ち割り割り出した船）であったことからすると丸太代わりの用材として用いるか、石を詰めて沈め地盤を固めるかの何れかであろう。何れにしても、各地に放置された廃船の有効利用が企図された。河尻一洲については水没の危機に瀕した干潟の地盤のかさ上げを図る土盛りと排水に関わる造作なのだろう。修復対象地となる魚住泊・大輪田泊が所在する播磨・摂津両国、島嶼として両泊と繁く往来のある淡路国の3ヵ国、河尻一洲に臨む河尻の在家等を拠点として雇用する人夫を手配し、造成を行おうとしていたことが示される。

奏状を受けて作成された太政官符では、寄進者、協力者、神社、仏寺、権門勢家、荘園公領を問わず、魚住・大輪田泊等の石椋ならびに一州小島の補修材料として棒杭や枝・茎・木竹等を伐り用いて造築させ、津津破損の船瓦を調べて進上させ、河尻辺在家住人を雇役させることが指示され、補修材の割当は重源の指定した国に限定されず、三道に対して割り当てられた可能性がある。その後、その内容にしたがってこの造成が実施されたのかどうかは史料の上では確認出来ない。90年近くを経て『実躬卿記』弘安8（1285）年10月21日条には「自福原出兵庫嶋、歴覧和多御崎、経嶋〈風聞、平相国禅門築出此嶋、防風雨往来之舟為宿泊云々〉数百艘舟繫此入海者也」（〈 〉内は割注、以下同様）という一文がみえる。福原から兵庫嶋に出て、和田岬を歴覧し、平相国禅門（清盛）が風雨を防ぎ、往来の舟の宿泊のためにこの嶋を築き出したということだと聞いている経嶋、この入海には数百艘の舟が繋がれている、という記載から兵庫嶋、和田岬、経ヶ嶋はそれぞれ別の地で、経ヶ嶋が築島で入海に面し、そこに当時数百艘の舟が停泊中であった状況は確認出来、建久7年6月の太政官符以降に一带の修復が行われたことは確かであろう。

4.2 築島の造営と維持・管理

石椋を基部として築嶋がなされたことは上述してきたことから概ね確認されるところであるが、現存最古の港湾跡として国史跡に指定されている和賀江島（飯島、現鎌倉市・逗子市）も貞永元（1232）年7月12日、勸進聖往阿弥陀仏の鎌倉幕府への「為無舟船着岸煩。可築和賀江嶋之由」という申請を端緒に、それを殊の外喜んだ執権北条泰時以下諸人の合力と支援を得て、同15日に「築始」め、翌月9日には竣工した築島である。歳月を経て風波による侵

食や地震による損壊以外にも1750年代には漁船の通航のために一部が切断されるなど、現遺構が本来の全容ではないが、由比ヶ浜東端、満潮時には殆ど水没し、干潮時には岬の突端から約200m西方に向かって巨石上に玉石が集積された島状の遺構がある。貞和5（1349）年には、忍性（1217～1303）以来の権限として極楽寺長老に対し、將軍足利尊氏から「飯嶋敷地外米并嶋築及前濱殺生禁断等事」が再認された。³⁰⁾飯嶋（＝和賀江島）の敷地管理、営繕、入港船からの升米徴収、周辺の漁獲管理権を再確認したものであるが、嶋築は島の修築や修理を意味し、島と周辺部の管理が極楽寺に委ねられ、維持管理の経費に充当される升米（通常、積載商品の重量1石につき1斗）が入港船から徴収されたものと解される。

同様に築島の造営と修復について伝えられているのが播磨国福泊（現姫路市）である。貞和4（1348）年に播磨国峰相山鶏足寺を訪ねた老僧と旧知の同寺住持との問答形式で記された播磨国の地誌『峰相記』には乾元元（1302）年、安東平右衛門入道蓮性によって築かれた福泊の嶋が大石を積み重ね、数百貫の銭貨を費やし2町（約109m×2）余沖へと着き出した構造であったこと、その浦泊としての機能は兵庫嶋にも劣らず、富裕商人が多く家を構え、往来船がこの泊に停泊したこと、しかし、加古川河口の土砂や波浪によって嶋の内側に埋まってしまい大船が出入り出来なくなって次第に衰微したということが描かれている。

しかし、「福泊嶋」の名称は正応5（1292）年の史料と推定される蔵人所左方燈爐供御人兼東大寺鋳物師等重申状に記され、彼らが福泊嶋勸進行円上人から「称播磨国福泊嶋築料」として臨時公事を徴収されたことを再度朝廷に訴え、徴収の停止と差し押さえられたものの返還を求める内容から、それ以前に遡って嶋が築かれ、さらに行円による勸進や徴税により、島築が継続中であつたとみられる。安東蓮性はそれを継承し、竣工させたということなのだろう。竣工後にも延慶3（1310）年から元弘3（1321）年にかけて「福泊升米」「福泊修固料」「福泊嶋修築料升米」「福泊嶋升米〈当所築料 律明上人沙汰〉」など、福泊嶋の修築費やそれに充てる升米に関わる文言が当時関務を委ねられていた興福寺福智院の史料中に複数確認されるのは、嶋の補修に加え『峰相記』が記す加古川や波浪による堆積土砂を頻繁に浚う必要があり、それに充てる升米の徴収が欠かせなかったことを示唆する。³³⁾

さらに嘉暦2（1327）年には、福泊関務雑掌律明の代官らが、福泊で島修築料の升米を支払わない「逃舟漏舟」を理由に兵庫嶋に乱入し、兵庫関で福泊嶋修築料の升米徴収を行っているかどで兵庫嶋の関務を所管する東大寺との間に相論が起きている。これは、実際に福泊嶋を停泊に利用していながら意図的に逃れた、あるいは徴収対象から漏れた、何れであれ結果的に升米を負担しなかった船が存在したというよりは、以前には福泊嶋を利用していた大船の多くが土砂堆積により通航上支障がある同嶋に代わって兵庫嶋を利用するようになり、福泊島築に充てる升米の徴収額が減収し、十分な補修が行われないうことで機能低下が一層の通船の減少をもたらす悪循環が生じた状況下で起きた事件ではなかったかと推察される。³⁴⁾

この段階での兵庫関の構成については不明な点が多く、造営料所として朝廷ないし幕府から兵庫関を宛行われ、関銭徴収の権限を有したことを以て関の所管とみなすとすれば、東大寺は延慶元（1308）³⁵⁾年、興福寺については暦応元（1338）³⁶⁾年10月が関務の確認される初見であるが、これが島内の異なる場所に設けられた関にあたるかどうか、また権限が時限的ではなかったかどうかは未詳である。「南関」「北関」が史料上に確認出来るのは明徳2（1391）³⁷⁾年のことで、東大寺領周防国仁井令からの年貢正米60石（代銭にして78貫文）を輸送してきた船は南関に2貫230文、北関に6斗代にあたる780文を支払った。北関での徴収額は先述した升米の賦課率と合致するが所管を異にしたためなのか南関ではその3倍近くを徴収された。興福寺が南関を所管したことは、応永30（1433）年3月の室町將軍家御教書³⁸⁾に「東大・興福寺両寺領摂津国兵庫津両関々務事」とあることでようやく明らかとなる。嘉暦2（1327）年の実力行使以降いくつかの段階を経て、福泊嶋に代わる停泊地への権利と得点を兵庫津に得たものであろう。この御教書は前年、小早川生口因幡入道の申請に応じ、幕府が生口船に対する過所を発給したが、生口船と称し、関銭を支払わずに両関を通過する瀬戸田等の商船が多数に及んでいる実情を両関奉行が幕府に訴えたのに対し、生口因幡入道に過所を返上させること、今後は関得点を全うし「可専御願造営以下并嶋修固等之由」ということを管領畠山満家から伝えたもので、島修固が関務に付帯する義務であったことも確認される。東大寺所管の北関においては文安2（1445）年正月から翌年正月にかけての分が伝来する徴税台帳³⁹⁾『兵庫北関入船納帳』で年間2,000艘余の通関が記録される22年前の状況であった。ちなみに『兵庫北関入船納帳』には福泊の船が6艘記され、米や塩、小鯛などを積載し、何れも100石以下の小型船であるのは、堆積した土砂で水深の浅くなった福泊の海運を間接的に示しているように思われる。

兵庫嶋でも停泊地としての維持・管理のための営為は断続的に行われている。4.1で述べた事例より後、正和4（1315）年と推定される六波羅御教書案并尼崎・兵庫嶋等関所事書案には、「一所 當島修固料上下船四十五文事、如商人等申者、於彼錢貨者、前々者限下船令取一升之處、近年宛上下船責取云々、」⁴⁰⁾とあって、兵庫嶋の修固料（修築費）が嶋に発着する船、上り船・下り船とも45文で、商人等が申すには、その錢貨は前々は下り船に限って1升を徴収していたが、近年は上り下りの船ともに賦課し、責め取るということだとして東大寺の関務担当者と兵庫嶋の預所である地頭代等に尋ね、上申してきた内容を急ぎ報告し、また証文を取り参らせるよう命じることが記されている。嶋の修築費としてかつては出港船のみから米1升を徴収していたのを近年は入港・出港何れの船ともに45文の錢貨で賦課し、厳しく取り立てを行うことで修固料の増収を図ったものと解される。現地の実務責任者の裁量による変更に対して疑義が示されているのは、造営料所として東大寺に権限を与え関務を委ねてはいるが、賦課の基準は幕府の管掌するところであったことを示す証左であろう。

島修固の経費については複数の記載がある。14世紀のものでは島修理分の名目で応長元（1311）年5月の兵庫関用途結解状に⁴¹⁾53貫917文、島修固料の名目で嘉暦2（1327）年閏9月の東大寺衆徒集會事書案に⁴²⁾20貫文、元徳3（1329）年の兵庫関月充供料結解状では⁴³⁾30貫文、正慶元（1332）年の存律房書状、同年の兵庫関月充供料結解状では⁴⁴⁾何れも30貫文とあるが、その明細については応長元年分の53貫917文のうち検校所御沙汰分17貫990文と、作事の実務監督にあたる検校所への配当が記されている以外詳しいことはわからない。貞治4（1365）年12月から応安7（1374）年5月7日にかけての兵庫関銭の収支を2年単位で記した兵庫関銭結解日記によると年間200～210貫文の関銭があり、奉行や雑掌の得点を除いた150貫文余が寺の収入となっていたようだが、関銭を担保にした東大寺内での利銭も行われており、関の運営や関銭運用の複雑な背景については本稿の趣旨から外れるため追究は控える。

1世紀近く経た応永32（1425）年の兵庫嶋修固算用状と断簡であるが15世紀のものと推定される兵庫嶋修理用途結解状の記載はより具体的である。前者では、工期が二期に分かれ、前期が同年8月6日から17日までの12日間、後期が同月23日から9月2日までの9日（8月は小の月）で、「嶋修固之下行」として前後期それぞれの費目と代価が記されるが煩瑣となるため、まとめて記すと資材費として船材、柱材を含む材木分が46貫400文（総額の約28%、資材費の約47%）、釘代が11貫500文（総額の約7%、資材費の約12%）、人件費を含むと解されるが、船で採取した石代に相当する石舟代が39貫940文（総額の約25%、資材費の約41%）、人件費として人夫の労賃43貫文（総額の約27%、人件費の約67%）、大工の労賃14貫文（総額の約9%、人件費の22%）、沙汰人小使に取らせる2貫文込みで関係者にふるまう酒代4貫394文（総額の約3%、人件費の約7%）、東大寺から現地に派遣された上使の日当2貫700文（総額の約1.7%、人件費の4%）と路銭（交通・宿泊費）が500文（総額の0.3%、人件費の0.8%）、以上で総額が161貫434文となる。材木46貫400文のうち船材木分が31貫文を占めているのは、石舟に関連すると解され、石材を採取・運搬するため重量に耐える堅牢な船を用意する必要があったということだろう。

兵庫嶋修理用途結解状には、「嶋之しゆり二つかい候御料足之分」として板代13貫200文、柱代11貫342文、釘代4貫102文、夫賃27貫936文、小屋の釘代3貫252文、「船にてとり候いしの代」船で採取した石代8貫文、^{（葛端）（金槌）（餅）}「つたのはしかなつちもちの代」（葛の端＝）鶴嘴、金槌、餅代として600文、「とくうまつり申候時ふせ、さかてまで」^{（布施）（酒手）}（とくうは人名か）500文、「中とり之代」^{（取）}食器や布帛を載せる柄付の台が200文、^{（鋤）}「すき五長拾支之代」鋤五長10本の代2貫500文、番匠の作料見米5貫930文が計上されそれ以下が断簡になっており、列挙した費目の総計は77貫562文となる。工期や動員された人数、総額は不明だが、費目としては祭祀に関連するとみられる布施や心付けとしての酒代、中取の代、工具類としての鶴嘴や金槌、鋤、人夫等にふるまったとみられる餅代、釘代が小屋の釘代と区別され、島修固と併せて行われ

たとえられる関所に付属する小屋の作事にともなう代価を除き、板や柱材を釘で打つ建築的な要素と採石・碎石・土砂の掘削という土木工事的要素にかかる内容は兵庫嶋修固算用状と概ね重なり合う。しかし、当該期の関の収入、築島以外の関務のための運営経費も不明であり、算用状・結解状と言っても収支の全容を把握することは出来ず、列記された支出について紹介するにとどめざるを得ない。

築島の維持という点では、島修固のうちには嶋だけでなく嶋縁辺の水域での浚渫が欠かせないが、それに関わる史料は限定的である。『東寺廿一口供僧方評定引付』⁴⁹⁾永享5年(1432)6月4日条には「兵庫嶋砂堀(掘)人夫」が東寺領播磨国矢野荘(現相生市)内の対象面積5段につき1人の割当てで夫役として課され、前日、地下代官を以て免除するよう話し合ったところが、荘官から免除は出来ないという返事があったことが記される。「兵庫嶋砂堀(掘)人夫」とは、兵庫嶋の付近一帯で浚渫にあたる人員であろう。その後、同年7月3日条には5段につき1名を割当てる兵庫嶋砂堀(掘)人夫の夫役について免除を求めた荘民に対し、東寺は夫役の代銭5貫文を申し付けたが、荘民は3貫文への減額を求め、また耕作以下のことが立て込んでいるので、先ず1貫700文を進上すると回答し、翌日、下司が寺家代官のところに200疋(=2貫文)を携えて行き、免除出来ないなら人夫を減らすよう談合するとした。沙汰の用途は、5貫文を進上するようにすると書状に明記することも評議したとされる。

東寺にとって兵庫嶋は造営料所ではないにも拘らず、矢野荘に対して兵庫嶋砂堀(掘)人夫の夫役が課されることになったのかは不明である。しかし、期を同じくする同年7月18日、幕府は摂津国守護代薬師寺出雲入道に命じ、同国多田院領善源寺(現大阪市都島区)に兵庫砂堀人夫を催促することを停止させており、⁵⁰⁾同時期、摂津・播磨国内の何れも兵庫嶋の関務とは直接関わらない寺領で兵庫砂堀人夫の夫役が求められていたことになる。

それに先行する同年永享5年(1433)5月28日、幕府政所奉行人の連署で兵庫北関の代官職にある東大寺雑掌に宛てて奉書が出された。⁵¹⁾島修固がなおざりになっているのは甚だけしからぬことで、つまるところ御願においては厳密に執り行うべきである。修固については、正実と定光に仰せ付けたので早くかの関所を兩人の代官に渡すべきであるとして、兵庫北関を東大寺から当時、納銭方と公方御倉を務め、幕府財政を管理していた有力土倉の正実坊・定光坊の代官に渡すべきこと、島修固を彼らに仰せ付けたことが告げられた。前述の『兵庫北関入船納帳』に至る間にも、東大寺の北関に関する権限は確認され、関務を完全に公方御倉の代官に譲ったとは考えにくい。永享8年卯月2日の兵庫北関請文が俗名の小島次郎左衛門光清代子息重増・孫左衛門清正代子息広正の連名で出され、北関の「升米并置石土貢」が合計毎年750貫文でそのうち北野御経に充てる40貫を除いた710貫文(月別に正月から11月までが各60貫文、12月が50貫文)寺納となるとしているのは、⁵²⁾一時的に東大寺の権限の低下を示すものかもしれない。兵庫嶋砂堀(掘)人夫の夫役賦課は、そうした代官職をめぐる混

乱のなかで生じた事態と推定される。

5 お わ り に

以上、前近代、なかでも9～15世紀の土地造成の事例を挙げてきた。低湿地や地先に調達可能な雑多な資材、草木・土砂・石材、時に塵芥・廃材までも投入し、土地を確保し、修復を重ねながら維持させてきたことが確認出来る。眼前に確固として映るが故に、日頃、盤石なものとして疑わない地面の下に歴史的経緯のなかで雑多な資材が埋められているという歴史的事実に立ち返れば、国有地の一面に建築廃材や生活ごみが埋められていたとして撤去・処理費等を理由に鑑定価格の約10分の1と評される破格の減額譲渡がなされたという、近年、耳目を賑わせたにも拘らず、地中に葬られかけている不可解な一件や、直近でも大阪・関西万博会場予定地夢洲へのシャトルバス専用道路として先行利用を予定し、建設中の阪神高速淀川左岸線の区間内で見つかった土壤汚染の処理費や埋設物撤去など、計画変更にとともに工事事業費総額が当初想定⁵³⁾の1162億から700億円程増えるとされる一件なども、莫大な経費を増やしても敢えて除去しなくてはならないような自然由来のものではない有害物が過去の時代には人為的に埋められて造成がなされ、その土地を構成していたということであって、埋納物自体は驚くに値しない史実の断片に過ぎず、通常掘り返され、調査されることがないために知り得なかった事実が偶然明らかになったまでのことと解される。

近代以降の著しい技術の進歩を以て、かつては叶わなかった水界や湿地を大規模に埋立て、傾斜地を削平、盛土して造成・拡張し、たやすく人為の配下に置いたかに思われる土地も、元々海中や臨海低湿地であったが故に、排水にともなう地盤沈下があり、ひとたび地震・津波・高潮といった自然の脅威に曝されれば大規模な浸水や液状化現象などに見舞われ、元あった状態に還る危険性を少なからず負った成り立ちであることも、近年、国内外複数地域が遭遇することとなった自然災害での被災状況が如実に示している通りである。人がいかなる政策や技術の下に活動範囲を拡大して来たのかという開発の問題にとどまらず、自らが拠って立つところがどのような歴史的経緯のうえに成り立っているのかを知ることは重要なのである。

注

- 1) 夢の島や夢洲の造成の経緯については、『朝日新聞縮刷版』朝日新聞社、毎日新聞社のデータベース毎索 https://dbs.g-search.or.jp/WMAI/IPCU/WMAI_ipcu_menu.html
ヨミダス歴史館 <https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan> 他、新聞記事や東京都環境局 <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/index.html>
大阪市 HP <https://www.city.osaka.lg.jp/index.html> などを参照し、まとめた。
- 2) 「どうやって埋立地をつくるの？」(July 2013：特集「建設の素朴な疑問」| KAJIMA ダイジェ

スト | 鹿島建設株式会社 https://www.kajima.co.jp/news/digest/jul_2013/feature/question4/index-j.html

- 3) 『新日本古典文学大系 今昔物語集 5』岩波書店 1999年
- 4) 平尾政幸「平安右京」リーフレット京都 No. 77 財団法人京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 1995年他
- 5) 『新訂増補 国史大系53 公卿補任 第一篇』吉川弘文館 1982年 『新訂増補国史大系60 尊卑分脈 第三篇』吉川弘文館 1987年
- 6) 『岩波 日本史辞典』岩波書店 1999年 「淳和院」の項
- 7) 大阪府立狭山池博物館編『大阪府立狭山池博物館常設展示案内』2002年
- 8) 10世紀中期の『大和物語』148段にも零落し難波で葦を売り歩く男が描かれ、葦売が元手を殆ど要しない商いと認識されていたことを示す。
- 9) 市古貞次校注『御伽草子』(下) 岩波書店 1986年
- 10) 10世紀前期成立の『和名類聚抄』で鎌倉郡内には沼浜・鎌倉・埼玉・荻草・梶原・尺度・大島郷があったとするが、貞享2(1685)年刊行の地誌『新編鎌倉志』では鎌倉谷七郷を小坂・小林・葉山・津村・村岡・長尾・矢部郷とする。
- 11) 『吾妻鑑』治承4年12月12日条
- 12) 斎藤直子「十三～十九世紀鎌倉海岸部における潟湖の変容」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第81集) 1999年, 上本進二「鎌倉の地形発達史」(『同前』第118集) 2004年
- 13) 大三輪龍彦編『中世鎌倉の発掘』有隣堂 1983年
- 14) 建久5(1194)年頃にかけて道路、河川の護岸工事、架橋などが次々に行われ、寿永元(1182)年、由比浦と鶴岡八幡宮社頭を結ぶ参詣路の改修では「北條殿已下各被運土石」と北条時政以下有力御家人が土石を運んだ。(『吾妻鏡』同年3月15日条) 尚、この参詣路は側溝をもつ幅33mの直線道路(現若宮大路)であることが発掘調査で判明している。
- 15) 河野真知郎「街なかのゴミ処理問題」(石井進・大三輪龍彦編『よみがえる中世【3】武士の都 鎌倉』) 平凡社 1989年 同『中世都市 鎌倉』講談社 1995年
- 16) 鎌倉市教育委員会編『鎌倉の埋蔵文化財』1998年
- 17) 『中世法制史料集 第一巻鎌倉幕府法』岩波書店 1987年 396・397
- 18) 大阪府立狭山池博物館『重源とその時代の開発』2002年
- 19) 『類聚三代格』巻16
- 20) 「掠」には「きる」(斫／斧や刀で伐る, はらいとる, きりとる, 材木を伐ることを「林を掠(はら)ふ」)の意味があり(『字通』), 「掠」は「ムクノキ」ニレ科の落葉高木で「床柱・器具・建築・船材などに用いられる」(『日本大百科全書』ニッポニカ)とあり, 何れとも決し難い。『日本国語大辞典』では「いしぐら」に「石座」の表記を採用し, 用例に本文でも挙げた「類聚三代格」の一文を示すが, 「掠」の字を用い(11世紀前期の写本にもとづく『新訂増補国史大系』巻25所収の史料上表記は「掠」が正確), 他に15世紀後期の『(文明本) 節用集』では「磊イシグウラ」, 1563年成立の『玉塵抄』では「礧は海や江の水ぎわに石ぐらをさいてきしのやうにしてかきにしたを云ぞ」を挙げている。以上の情報を勘案しても「いしぐら」という呼称は共通するが漢字表記については一定しない。本文においては史料引用箇所を除き「掠」に統一する。
- 21) 奈良国立文化財研究所『南無阿弥陀仏作善集』奈良国立文化財研究所 1955年

- 大阪府立狭山池博物館『重源とその時代の開発』2002年
- 22)「行基年譜」(『岸和田市史 第六巻史料編一』)1976年
- 23)大輪田泊の位置については、治承6(1180)年6月、海船で「輪田崎」の「沙浜」に着船したという『親経卿記』の記事から、和田岬の砂浜の港、古湊川の河口に形成された須佐の入江に比定されている。大村拓生「大輪田・福原と兵庫津」(大手前大学史学研究所『兵庫津の総合的研究 ―兵庫津研究の最新成果』)2008年
- 24)『類聚三代格』巻16
- 25)『平安遺文』3903
- 26)また、通説的に大輪田泊を改修し、平清盛が経ヶ島(新島)を築いたと解されて来たことについて、高橋昌明は、『山槐記』治承4年3月5日条所収の同年2月20日付太政官符に記された築島についての清盛の後日談から須佐の入江が浅く、大型船の収容能力がなかったため須佐の入江とは別の場所への築造が必要だったとして、その630m程北北東、兵庫津を記した現存最古の地図で元禄9(1696)年作成の「摂津八部郡福原庄兵庫津絵図」にある嶋上町と船大工町の間の内海(船溜)が経ヶ島にあたるとしている。('平家政権の日中間交渉の実態について',『専修大学古代東ユーラシア研究センター年報』第5号,2019年)この付近では昭和27(1952)年の新川運河の浚渫工事の際に松材の丸太とともに重さ4t程の巨石20数個が出土し、平成15(2004)年の確認調査で奈良時代中期から平安中期の港湾施設と考えられる溝などの遺構や建物の一部が出土した。(神戸市教育委員会『平成16年度神戸市埋蔵文化財年報』2007年,同『兵庫津遺跡第62次発掘調査報告書』2017年)
- 27)竹内理三編『鎌倉遺文』東京堂出版(以下『鎌』と略記する)847
- 28)重源の奏上文に引用される延喜14(914)年、長く廃れたままの魚住泊の修築費に播磨・備前の正税を充て、修復することを上奏した三善清行の「意見封事十二箇条」には、天平年間(729~749)行基により築かれた魚住泊が、弘仁年間(810~824)までに風波に侵され、石が破損し、砂が流出してしまったのを天長年中(824~834)に右大臣の奏上により修復したが、承和(834~848)の末に再び毀損し、貞観年間(859~877)初め東大寺僧賢和が単独で石荷を負い、鉏を動かし修築に当たったが未完のうちに亡くなり、30年を経た後も修築が行われないことで人民の漂没は数えきれず、官物の損失も巨万になるとしている。
- 29)『新訂増補国史大系 吾妻鑑』第三 吉川弘文館 1985年 貞永元(1232)年7月12日,同15日,8月9日条。仁治3(1242)年8月に京から鎌倉への下向を記す紀行文『東関紀行』にも「わかえのつき嶋」と見える。
- 30)将軍(足利尊氏)書状案写 極楽律寺要文録／『神奈川県史』3上4014
- 31)『続群書類従』第28輯上
- 32)兼仲卿記永仁元年十二月巻紙背文書 『鎌』16682
- 33)関東御教書案(『鎌』24061・27658),伏見上皇院宣案(『鎌』24062)他
- 34)六波羅御教書(『鎌』29855)
- 35)『東大寺文書』之十五 93 年預五師慶算書状案
- 36)春日神社文書(『大日本史料』6編—5
- 37)『東大寺文書』之十六 833 仁井令年貢結解状
- 38)『東大寺文書』之二十 1380 室町将軍家御教書

- 39) 燈心文庫 林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版 1981年
- 40) 『東大寺文書』之二十 1346
- 41) 兵庫県史編纂専門委員会編『兵庫県史 史料編中世五』(以下『兵』と略記する) 県外所在文書 I-14 1990年
- 42) 『兵』 I-58
- 43) 『兵』 I-103
- 44) 『兵』 I-88
- 45) 『兵』 I-94
- 46) 『兵』 I-167
- 47) 『兵』 I-209
- 48) 『兵』 I-214
- 49) 第三卷, 思文閣出版, 2018年
- 50) 多田院文書(『史料綜覧』第七編)
- 51) 『兵』 I-213
- 52) 『兵』 I-215
- 53) 2017年2月9日付朝日新聞朝刊 社会面 database.asahi.com/library2/main/top.php 聞蔵Ⅱ
ビジュアル朝日新聞データベース
2017年2月11日付 毎日新聞朝刊 社会面 大阪本社版 毎日新聞データベース毎索
<https://dbs.search.or.jp/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20210211162056095gsh-ap04> 最終閲覧日2021
年2月11日 他
2020年11月14日朝日新聞デジタル版, 最終閲覧日2020年11月14日
<https://www.asahi.com/articles/ASNCF6WS9NCFPTILOOT.html> 他

参 考 文 献

- 石井進・大三輪龍彦編『よみがえる中世【3】武士の都 鎌倉』平凡社 1989年
- 大阪府立狭山池博物館編『大阪府立狭山池博物館常設展示案内』2002年
- 同前『重源とその時代の開発』2002年
- 大三輪龍彦編『中世鎌倉の発掘』有隣堂 1983年
- 鎌倉市教育委員会編『鎌倉の埋蔵文化財』1998年
- 河野真知郎『中世都市 鎌倉』講談社 1995年
- 『国立歴史民俗博物館研究報告』第81集 1999年
- 『同前』第118集 2004年
- 兵庫県史編纂委員会編『兵庫県史 第二卷中世編1』1975年